適切な自己覚知を考える(2)

―福祉分野における「自己覚知」の歴史的変遷―

大 津 雅 之

今日、福祉分野においては、「自己覚知」対するさまざまな解釈が拡散的に用いられているように見受けられる。その背景として、日本国内におけるケースワーク理論の歴史的変遷と「自己覚知」に対する解釈の歴史的変遷とを無視することはできないであろう。

北本は、日本国内におけるケースワーク理論の歴史的変遷と「自己覚知」に対する解釈の歴史的変遷とを関連付けながら、「自己覚知」を分類している。ただし、北本の「自己覚知」に関する歴史分類は、「自己覚知」を理論的側面で整理するのみにとどまっていた。そこで、本稿では、まず、拡散する「自己覚知」に対する解釈を概観しながら、「自己覚知」の概念的性質について考察する。そのうえで、北本の「自己覚知」に関する歴史分類に事例を交えながら、今日の「自己覚知」について考察してみたい。

キーワード:自己覚知、概念的性質、自己覚知の歴史的文脈、概念的拡散、ケースワーク

Various interpretations are currently spreading in the field of social welfare in relation to the concept of "self-awareness". Against that background, the history of the casework theory in Japan and the history of "self-awareness" cannot be ignored.

Kitamoto relates the history of interpretations of "self-awareness" to the history of casework theory in Japan in order to classify "self-awareness". But the classification history of "self-awareness" of Kitamoto merely treats "self-awareness" as a theoretical side issue. Therefore this paper firstly surveys the quality of the concept of "self-awareness" and then considers the character of the concept of "self-awareness". Then an example is introduced into the history classification of "self-awareness" of Kitamoto to thereby consider the current concept of "self-awareness".

Key words: self-awareness, the character of the concept, historical context of self-awareness, spreads of the concept, casework

はじめに

今日、日本の福祉分野において「自己覚知」ということばが定着して久しい。

日本国内において「自己覚知」ということばは、福祉分野における専門用語と位置付けられよう。「自己覚知」ということばを数冊の辞典で確認してみると、『広辞苑』¹⁾ や『新明解国語辞典』² といった一般的な辞典には記載されていない。これに対し、「自己覚知」ということばを福祉分野における

専門的な文献で確認してみると、中でも辞典や用語集においてはほぼ記載されており、記載率の高さからだけ見れば、重要な概念であることが読み取れる。

しかし、そもそも「自己覚知」とは、どれほど重要なものなのであろうか。筆者は、「自己覚知」に関心を深めていく過程において、「自己覚知という人ほど自己覚知からとおく、それでいて他人に自己覚知を強いているように感じる」という主旨の助言をいただいたことがあった。助言自体は、あくまでも助言者の感じたままをひとことで述べて

いただいたものであり、具体的な事例提示を求め るまでに至らなかったが、それでも筆者自身、こ の助言を安易に見過ごすことができないように受 け止めている。勿論、筆者自身は、「自己覚知」を 極力肯定的に捉えようとする立場にあり、「自己覚 知」を根源的に否定するような文脈での研究をす るつもりもない。ただし、筆者自身、この助言に は、「自己覚知」の解釈に関わる重要な側面が見出 せるように思うのである。たとえばこの助言に関 して、まず、「自己覚知」を欠いたことによって何 らかの失敗経験がある者であれば、自然と「自己 覚知」の重要性を感じるのであろうし、その時点 で、「自己覚知」という人ほど「自己覚知」からと おくなる必然があることを考察できる。また、「自 己覚知しの重要性を感じた者が「自己覚知しの重 要性を他者に伝えようとすれば、場合によっては、 他者に「自己覚知」を強いているかのような印象 を与えてしまうこともあるであろう。よって、筆 者自身としては、他者が、「自己覚知」の重要性に ついて伝えている者を、どのように受け止めてい るか、という問題があることも見逃してはならな いように考えている。

確かに、「自己覚知」を欠いたことによって何らかの失敗経験をあまりしないで済んでいる者からしてみれば、そもそも「自己覚知」を欠いたことによって何らかの失敗経験を経ている者に「自己覚知」の重要性を唱えられようものなら、時として感情を逆なでられてしまうほどのジレンマが生じることも否めない。ただし、それは、「自己覚知」を反省的な行為としてのみ捉えた場合のことなのである。筆者自身、「自己覚知」が反省的な行為としてのみ存在しているという位置付けには、疑問を感じている。つまり、それは、「自己覚知」の解釈に大きな難しさがあることと関連しているように思われる。そこで、本稿では、適切な「自己覚知」の解釈を歴史的側面から考えるという文脈で進めて行きたい。

今日、福祉分野においては、「自己覚知」対する さまざまな解釈が拡散的に用いられているように 見受けられる。その背景として、日本国内におけ るケースワーク理論の歴史的変遷と「自己覚知」 に対する解釈の歴史的変遷とを無視することはで きないであろう。本稿において福祉分野という位置付けで「自己覚知」を論考するのは、今日、「自己覚知」がケースワーク分野を超えて、介護分野や保育分野にまで浸透し、福祉分野全般で用いられているためである。ただし、そもそも「自己覚知」ということばを定着させていったのは、福祉分野の中でもケースワーク分野であったとされている。ゆえに、ケースワーク理論の歴史的変遷とともに「自己覚知」に対する解釈も歴史的変遷を遂げ、蓄積されてきたと考えられる。

北本は、1996年に発表した論文「障害者に対する 福祉専門職の援助の方向一ソーシャルワーク研究 における自己覚知概念の展開から―」の中で、「自 己覚知」に関して、日本国内におけるケースワーク 理論の歴史的変遷と「自己覚知」に対する解釈の 歴史的変遷とを関連付けながら、「自己覚知」が、 戦後から1990年代中期にかけて4期に分類できる と考察している③。北本の「自己覚知」に関する歴 史分類は、後の「自己覚知」に関する多くの研究 にも引用されてきた。ただし、北本の「自己覚知」 に関する歴史分類は、「自己覚知」を理論的側面で 整理するのみにとどまっていた。そこで、本稿で は、まず、拡散する「自己覚知」に対する解釈を 概観しながら、「自己覚知」の概念的性質について 考察する。そのうえで、北本の「自己覚知」に関 する歴史分類に事例を交えながら、今日の「自己 覚知」について考察してみたい。

Ⅰ 拡散する「自己覚知」の理論

1. 本章の概要

本章では、拡散する「自己覚知」の理論を概観しながら、「自己覚知」の概念的性質について考察する。なお、拡散する「自己覚知」の理論を概観するにあたり、まず、「自己意識」ということばと「自己覚知」ということば双方の概念を比較しながら、「自己覚知」ということばの概念的位置付けを明確にしておくこととする。その上で、拡散する「自己覚知」の理論を、①「自己覚知」という表記の拡散、②「自己覚知」をする者の拡散、③「自己覚知」すべき内容の拡散、④「自己覚知」を促進する方法の拡散、という四つの視点における拡

散に分類し、各視点における拡散する「自己覚知」の理論をそれぞれ概観する。なお、この分類は、筆者自身、「自己覚知」を、誰が、どのような目的で、何について、どのような方法で行うものなのかという視点で整理したいと考えたからである。

そして、本章のまとめとして、「自己覚知」の理論自体が、必然的に拡散せざるをえないことについて言及しながら「自己覚知」の概念的性質を考察する。

2. 「自己覚知」の概念的位置付け―専門用語としての「自己覚知」―

「自己覚知」ということばは、「自己」と「覚知」の複合語から成っている。あらためて双方のことばを確認してみると、『広辞苑 第五版』には、「自己」について、「われ。おのれ。自分。その人自身」40と記されている。また、同じく『広辞苑 第五版』には、「覚知」について、「さとり知ること」50と記されている。「自己」を「覚知」するということばの広さゆえか、今日、「自己覚知」の理論は、拡散傾向にあると思われる。

様々な文献から「自己覚知」の理論を概観してみると、その定義となるべく概念的位置付けさえ不明瞭さを拭えない。過去から今日に至るまで残されてきた福祉分野における膨大な関連文献から、「自己覚知」ということばは、特に1960年代から1980年代にかけて日本国内に定着してきていることが伺える。大塚は、1960年代初頭から「自己覚知」を「自己確知」と表記し、その概念を用いていた。その大塚自身、1980年代後期にあたる1988年に発行された『現代社会福祉事典』の中では、「自己覚知」の定義を次のように記している。

ケースワークの基本原理のひとつ。自己確知ともいう。普通、人間は他人をみるとき自分の価値基準や感情に影響されやすく、しかも、そのことにみずから気づきにくい。もしワーカーが、クライエントとの対人関係に自身の先入観的態度を持ち込んだり、自然のままに自分の感情で相手を律するなら、容易に人を受容できないし、正しく理解できない。それゆえワーカーは、ふだんから意識的に自分の心理や行動の特異性に

ついて熟知する必要がある。そのためにはスーパービジョンが欠かせない⁶⁾。

大塚が、「ケースワークの基本原理のひとつ」と示すように、日本国内において、「自己覚知」ということばは、本来、ケースワーク分野で用いられるべき専門用語と位置付けられよう。ゆえに、ケースワーク分野を包含する福祉分野に隣接した他の分野においては、たとえば西原が、『カウンセリング辞典』の中で、「自己覚知」をあえて「ソーシャルワークの分野で用いられることが多いことば」⁷とも記している。

たとえば日本国内においては、自分自身に気づ くことや自分自身を知ることの意味で用いられる ことばに「自覚」や「自己意識」などがある。『広 辞苑 第五版』には、「自覚」について、「自分のあ り方をわきまえること。自己自身の置かれている 一定の状況を媒介として、そこにおける自己の位 置・能力・価値・義務・使命などを知ること。自 分で感じとること。自ら悟りを開くこと。自己意 識に同じ」8 と記されている。また、同じく『広辞 苑 第五版』には、「自己意識」について、「自己 自身に関する意識。諸体験の統一的・恒常的・自 同的主体としての自我の意識。自意識。自覚」のと 記されている。つまり、「自己意識」自体、「自意 識」や「自覚」をも含めた上で用いられているこ とから、自分自身に気づくことや自分自身を知る ことの意味で用いられることばにおいては、上位 の概念であることが確認できよう。それでは、「自 己意識」と「自己覚知」の違いはどこにあるのだ ろうか。本節では、まず、この「自己意識」とい うことばと「自己覚知」ということば双方の概念 を比較しながら、「自己覚知」ということばの概念 的位置付けを明確にしておきたい。

1960年、大塚は、『ソーシァルケースワーク―その原理と技術―』の中で、「自己確知」という表記を用いて、「自己覚知」の概念を次のように述べている。

人間の行動やパーソナリティの理解についていわれるあらゆることは、ケースワーカーにもやはりあてはまる。何故なら、ワーカーもまた

人間であり、意識的、無意識的動機をもち、ア ンビバレンスがあり、偏見があり、行動につい ての客観的、主観的理由があるからである。も し、ワーカーが、クライエントとの対人関係に 自分自身の先入的態度を持込むなら、その関係 は大いに歪められるだろうし、またもし、自然 のままに、自分の感情で人を律するなら、クラ イエントの事態や問題の理解に重大な誤をまね くかもしれない。また、ワーカーが内在的葛藤 に苦しみ、それが解決していない場合は、クラ イエントの問題解決を援助する能力を妨げられ る。これらのことは、自分自身を知ることによっ て防ぐことができる。自己確知は最も重要であ りながら、最も困難なことである。それだけに ワーカーは意識して自己確知に努めなければな らない。……人間として偏見というような感情 や意見をもつのは不自然ではない。ただ専門職 業的立場では、偏見が介入するのは、仕事を進 めるのに不適当なのである。……人を援助する 専門的職業においては、ワーカーの自己確知が 基本的条件であるといってもいいすぎではない だろう ¹⁰⁾。

「自己意識」を自分自身に気づくことや自分自身 を知ることという意味だけで捉えるならば、「自己 覚知」も「自己意識」という大枠の概念に包含さ れた限定的な概念であることがあらかじめ確認で きよう。「自己意識」は、様々な対象を通して得る ことが可能である。たとえば物的な対象であれば、 自らの容姿を映す鏡であっても、人生を変えた一 冊の本、大切な人間にもらった手紙などといった 自らの内面に影響を与えるような思いの詰まった 品々であっても、それらのモノを通して「自己意 識」につながることも多い。また、たとえば対人関 係であれば、家族や友人といった日常一般におけ る対人関係を通して「自己意識」につながること も多い。しかし、これに対し「自己覚知」は、大 塚も述べるように、日常一般における対人関係と あえて差別化させた「ケースワーカー」と「クラ イエントーという専門職業的な対人関係における、 専門職業的立場の側に立つ「ケースワーカー」の 「自己意識」を指している。そして、この点に、単 なる「自己意識」との違いを見出していることが 読み取れる。さらに、大塚は、同書の中で、「自己 覚知」について次のようにも言及している。

社会事業専門家としての自己の成長は、知識 と技術を獲得し、それらを専門職業的倫理、態 度、価値の枠組の中に、混然と包含することを 意味する。自己確知に最も重要なのは、パーソ ナリティと行動についての知識である。しかし 知ることだけでは十分でない。人は変化しなけ ればならない。しかも、知識、技能、そして洞 察力なしには変化できないのである。このよう に、ワーカーは自身をふりかえって、自己分析を 行い、洞察し、科学的知識を動員して、自分の 心理や行動を理解するよう努め、専門職業的態 度への変化に努力してこそ、クライエントの適 切な援助をなしうるのである。また逆に、意識 して、効果ある援助過程を歩む努力が、自己確 知を培うことにもなるのである。そして、より 優れた知識、技能および経験をもつ指導監督者 supervisor による指導監督が、ワーカーの自己 確知に重要な役割をはたすことはいうまでもな V 111)0

少なくとも大塚は、「ワーカーは自身をふりか えって、自己分析を行い、洞察し、科学的知識を 動員して、自分の心理や行動を理解するよう努め、 専門職業的態度への変化に努力してこそ、クライ エントの適切な援助をなしうるのである」(傍点筆 者)と述べている。この点からも、「自己覚知」が、 日常一般で言われる「自分探し」のような漠然と したものではないことが理解できる。つまり、「自 己覚知」とは、「ケースワーカー」が、やみくもに 自分自身に気づき、やみくもに自分自身を知ると いった自己完結に終わるのではない。「自己覚知」 とは、あくまでも、「ケースワーカー」が、「クライ エント」との専門職業的な対人関係において、「ク ライエント」に向けた適切な「専門職業的態度」や 適切な「援助」を反映させようといった還元的な 目的のもとでなすべき「ケースワーカー」自身の 「自己認識」を指していることが読み取れる。

また、大塚が、「社会事業専門家としての自己の

成長は、知識と技術を獲得し、それらを専門職業的倫理、態度、価値の枠組の中に、混然と包含することを意味する」と述べている点にも注目しておきたい。たとえば日常一般における対人関係では、時々、「気まずい」状態になることや酷ければ対人関係そのものがこじれてしまうこともある。たとえば杉田は、『こじれる人間関係―ドラマ的交流の分析―』の中で、次の〔日常場面でのエピソード〕に示すような、母子の日常的な会話のやりとりから人間関係がこじれる場合のエピソードを紹介している。

[日常場面でのエピソード]

母子関係のスムーズな会話的交流パターンとこ じれる会話的交流パターン

(a:母子関係のスムーズな会話的交流パターン)子 「お母さん、いま何時?」母親「ええと、八時十分よ」子 「ありがとう。じゃ、行ってきます」母親「はい、行ってらっしゃい」

(b:母子関係のこじれる会話的交流パターン) 子 「お母さん、いま何時?」

母親「忙しい時間に何です、あなたは。自分の 時計を見たらどう?」

子 「時計が止まっているから聞いたんじゃない。すぐに怒るんだから」

母親「怒ってなんかいませんよ。あなたこそ、そ ういう口のきき方をやめなさい」

子 「そういう口のきき方ってどういうのよ」 母親「ほら、その口答えよ。お父さんが帰ってき たら、たっぷり叱ってもらいますからね」

子 「自分が困ると、すぐにお父さんを出すん だから、お母さんは卑怯よ」

. 12)

杉田自身、あえてこじれる会話的交流パターンを強調するため、家族構成の紹介等もなく、部分的でやや極端な事例を紹介したものと思われる。それでも、朝の忙しい時間帯は、馴れ合える家族であればこそ、思いもよらない、こじれる会話的交流パ

ターンが生じてしまう場合もあるだろう。この家 族には、他にも父親、高校生の長男、中学生の長 女、小学生の次男、次女がいる家族で、この母親 自身も仕事に出かける前の忙しい時間帯であった のかもしれない。あるいは、この子自身が、反抗 期の真っ只中にいたのかもしれない。背後関係は ともかく、後になってみれば、この母親自身、時 間を尋ねてきた子に対し、bパターンのような会話 的交流をしてしまった自分に気づき、aパターンの ような会話的交流ができなかったことを反省する こともあるだろう。もしくは子の方も、母親が忙 しい時間帯だったにもかかわらず、bパターンのよ うな会話的交流をしてしまった自分に気づき、aパ ターンのような会話的交流ができなかったことを 反省することもあるだろう。そして、母親は母親と して、子は子として、成長していくのである。た だし、このような「反省」をふまえた「自己意識」 は、一人で気づける場合もあるし、一人で気づけ ない場合もある。一人で気づけない場合は、母親 であれば夫つまり父親に気づかされたり、子であ れば学校の友人やきょうだいに気づかされること が多いと思われる。

実際、「ケースワーカー」の「専門職業的態度」 も、日常一般における対人関係の中でも培われて いく部分が大きいと考えられる。しかし、たとえ ば「ケースワーカー」が、「クライエント」との間 に何らかの軋轢を生じさせてしまった場合、「ケー スワーカー」は、原則、日常一般における親しい人 間にさえ、安易にそのことを打ち明けることが禁 じられている。つまり、「ケースワーカー」には守 秘義務が存在する。また、「ケースワーカー」は、 「クライエント」に対し、法制度をはじめとするあ る程度定められた枠組みの中での専門的(フォー マル)な「援助」を提供しなければならない。ゆ えに、「ケースワーカー」の所属する組織の上司や 関連機関の専門職らによるスーパービジョンが必 要となるのであり、それらを経ることにより「社 会事業専門家としての自己の成長」につながるの であろう。つまり、この点からも「自己覚知」が、 単なる「自己意識」とは異なり、「自己覚知」とい うことばそれ自体に、ケースワーク分野という一 専門職業分野の特殊な技法として捉えさせようと

している側面を見出せるのである。

本章では、本節で考察したこの大塚による「自己覚知」の概念的位置付けを元に、拡散する「自己覚知」理論を概観してみたい。

3. 「自己覚知」という表記の拡散

「自己覚知」の欧文表記は、"self-awareness"で、 欧文においても "self" と "awareness" の複合語か ら成っている。そもそも、「自己覚知」は、アメ リカのケースワーク分野で用いられていた "selfawareness"という概念の翻訳であり、日本にア メリカのケースワーク理論そのものを輸入してく る際、付随してきた経緯がある。ただし、たとえ ば『ジーニアス英和辞典』といった一般的な英和 辞典では、"self-awareness"を「自己認識」¹³⁾ と 記している。このことから、欧米における"selfawareness"は、必ずしもケースワーク分野に特化 した専門用語としてあるのではなく、むしろ、"selfawareness"がケースワーク分野で用いられること によって、はじめて大塚が位置付けたような意味 合いを生じさせてくるものと推測できる。ゆえに、 日本においては、そのアメリカのケースワーク分 野で用いられていた "self-awareness" の概念を、 ケースワーカーにわかりやすく伝えるため、様々 なことばで翻訳されてきた結果、「自己覚知」をは じめとするケースワーク分野に特化した専門用語 的位置付けが定着してきたとも推測できよう。

大塚が、"self-awareness" の翻訳で「自己覚知」と「自己確知」双方を用いたように、"self-awareness" には、様々な翻訳が用いられてきた。 すべてをあげるわけにはいかないが、たとえば1960年に G. ハミルトン (Gordon Hamilton)の Theory and Practice of Social Case Work¹⁴⁾の前半部を、『ケースワークの理論と実際 上巻』 ¹⁵⁾ として翻訳した四宮と三浦は、原著で述べられている "self-knowledge" を「自己認識」、"self-awareness" を「自己意識性」と翻訳している。

日本において、"self-awareness" を「自己覚知」と 翻訳するようになった歴史的経緯を概観してみる と、欧米におけるケースワーク理論を翻訳した著 書群の中では、1965年に F. P. バイステック (Felix P.Biestek, S.J.) の The Casework Relationship 16) を、『ケースワークの原則―よりよき援助を与える ために一』17)として翻訳した田代と村越が、原著 で述べられている "self-awareness" を「自己覚知」 と翻訳している。1960年代当時、日本の福祉分野 に国家資格は存在せず、福祉に関する学習の機会 も、今日とは比較にならないほど限定されていた。 また、当時は、ケースワーク理論を解釈する手段 として、欧米の関連書籍が使用され、G. ハミルト ンや F. P. バイステックをはじめとする、欧米の ケースワーク理論が次々と紹介・翻訳されていた 時期でもある。その中で、とくに『ケースワーク の原則―よりよき援助を与えるために―』は、そ れ以降も、福祉教育機関における学生のみならず 実務者の必読書としても推奨されてきた。このこ とから、田代と村越こそ、"self-awareness"を「自 己覚知」とする翻訳に契機を与えたと思われる。

さらに、"self-awareness"を「自己覚知」とする 翻訳は、社会福祉士と介護福祉士という両福祉士 の誕生によって、より定着してきたと見受けられ る。1987年に、「社会福祉士及び介護福祉士法」が 制定され、日本の福祉分野に初となる国家資格が 誕生した。そして、1989年に、両福祉士の第1回 国家試験が開始され、以降、両福祉士資格取得のた めの養成テキストや参考書籍が国内に大量に出回 りはじめた。中でも中央法規から1988年の初版以 降、2010年現在まで継続した改版が加えられてい る『社会福祉士養成講座』18) や『介護福祉士養成講 座』19)は、両福祉士の標準養成テキストとして位 置付けられており、その初版から "self-awareness" の翻訳を、「自己覚知」に統一している。両福祉 士誕生から20年あまりを経て、有資格者も養成 機関も大幅に増加したことを考えるならば、"selfawareness"を「自己覚知」とする翻訳も、それと 平行しながら定着してきたと思われる。

しかし、"self-awareness"を「自己覚知」とする翻訳に契機を与えたと思われる田代と村越によって翻訳された『ケースワークの原則―よりよき援助を与えるために―』が、1996年以降、尾崎、福田、原田によって新たに改訳され、『ケースワークの原則〔新訳版〕―援助関係を形成する技法―』²⁰⁾へと改版されることとなった。改版にあたり、副題が変更され、本文を一新し、"self-awareness"も

「自己覚知」から「自己理解」へと改訳されている。このように、少なくとも日本のケースワーク分野において、古くから必読の書として推奨され、今でもなお一定の販売量を記録している書籍からも、"self-awareness"を「自己覚知」から「自己理解」へと改訳する表記の拡散を確認できるのである。ゆえに、"self-awareness"を新たに翻訳する以上、翻訳上は、その分だけ「自己覚知」という表記も、必然的に他のことばに拡散せざるをえないと考察できる。

4. 「自己覚知」をする者の拡散

大塚は、「自己覚知」を、日常一般における対人 関係とあえて差別化させたケースワーカーとクラ イエントという専門職業的な対人関係における、 専門職業的立場の側に立つケースワーカーの「自 己意識 | として位置付けていた。これに対し、空閑 は、2000年に発行された『社会福祉用語辞典』の 中で、「自己覚知」をケースワーカーに限定せず、 「援助職に共通して求められる」21 と記している。 その背景として、1987年の「社会福祉士及び介護 福祉士法」制定以降、日本の福祉分野に複数の国 家資格ないし公的資格を誕生させたことが、深く 関連していると思われる。社会福祉士、介護福祉 士に続き、1997年には、「精神保健福祉士法」が制 定され、精神保健福祉士が誕生する。また、同年 には、「介護保険法」も制定され、介護保険制度の 要となるケアマネジメントを担う公的資格の介護 支援専門員 (ケアマネジャー) が誕生する。 さら に、2001年には、「児童福祉法」が一部改正され保 育士の国家資格化が実現した。これにより、以降、 日本の福祉分野は、5つの国家資格ないし公的資 格所持者によって、各専門性の確立やそれにとも なう各業務的範囲の確立がはかられることとなっ た。このうちケースワーカーに同じく相談援助系 の資格とされる社会福祉士、精神保健福祉士、介護 支援専門員には、各専門性をふまえながらも、「自 己覚知しの理論をそれまでと同様の位置付けで援 用してきたように思われる。一方、身体援助系の介 護福祉士、保育士にも、各専門性をふまえながら、 「自己覚知」の理論が援用されていることが確認で きる。たとえば社団法人日本介護福祉士養成施設 協会は、2005年に発行された『介護福祉士国家試験・実技試験免除のための 介護技術講習テキスト』の中で、介護者(介護福祉士)の「自己覚知」について、次のように記している。

良好な信頼関係をつくるためには、まず自分を知るという「自己覚知」と、利用者をよく知ることが重要であり、基本である。……介護者が自己の心理的傾向や行動傾向について、覚知しているか否かは、利用者との関係づくりを左右することになる。また、問題解決のうえで、利用者に与える影響は大きいことからも、自己覚知を深めることは重要であり、不可欠である。

介護者は実践を通して常に利用者とのかかわり方を振り返り、自分の行動を客観的に理解することが求められることになる²²¹。

社団法人介護福祉士養成施設協会が、介護福祉 士にも「自己覚知」の必要性があることを言及して いるように、たとえば犬飼、市東、鈴木は、2007 年に発表した論文「保育者として自己覚知の必要 性―グループワーカーとしての保育者像―」の中 で、「保育者養成校で学び、優秀な成績を収め高い 保育技術・倫理を持ってしても、日々向き合う子 ども・保護者また保育スタッフとの親密な信頼関 係を築く事ができなければ、保育士として豊かな 保育環境を創造する実践はできない。安定した養 護と教育の効果を追い求めその手段・方法論を研 究し成果を上げるには、並行してそこにいたる過 程に目を向け、人と向き合う『自己』に気づく必 要があろう。なぜならば保育という行為を通じて 子ども・保護者に向き合うことは、自分自身の身 体を媒介として表出されるものに他ならないから である | 23 と、保育士にも「自己覚知」の必要性 があることを言及している。このように、「自己覚 知」は、かつてのケースワーカーに限定して用い られていた位置付けから、日本の福祉分野におけ る福祉系国家資格の増加などを背景に、それぞれ の分野で用いられるようになった経緯を確認でき る。つまり、今日では、「自己覚知」に関して、専 門職業的援助関係が成立する場面における多くの 援助職の共通概念として必然的に用いられる拡散 を確認できるのである。

5. 「自己覚知」すべき内容の拡散

たとえば大塚は、『現代社会福祉事典』の中で、 「自己覚知」について「普通、人間は他人をみると き自分の価値基準や感情に影響されやすく、しか も、そのことにみずから気づきにくい。もしワー カーが、クライエントとの対人関係に自身の先入 観的態度を持ち込んだり、自然のままに自分の感 情で相手を律するなら、容易に人を受容できない し、正しく理解できない。それゆえワーカーは、ふ だんから意識的に自分の心理や行動の特異性につ いて熟知する必要がある」24)と記している。また、 たとえば空閑は、『社会福祉用語辞典』の中で、「自 己覚知 | について「援助者が自己の価値観や感情 などについて理解しておくこと。……人は誰かに 関わる際に、自己の価値観などを基準にして、そ の人をみることが多い。しかし、援助者がクライ エントに関わる際に、自らの価値観や偏見、先入 観を基準にしたままでは、クライエントを正しく 理解できないばかりか、信頼関係の構築の妨げに もなりかねない。自己覚知は、援助者としての自 らの専門性の維持、向上のために、またクライエ ントとの援助関係構築のためにも必要不可欠であ る」25)と記している。少なくともこれら大塚の記 述と空閑の記述からだけでも、「自己覚知」すべき 内容とは、援助者自身の心理、援助者自身の行動 の特異性、援助者自身の価値観、援助者自身の感 情などであることが確認できる。

なお、たとえば川村は、『新版 社会福祉士養成 講座 8 社会福祉援助技術論 I 第2版』の中で、 「自己覚知」について次のように述べている。

自己覚知とは、自分自身について深く理解する過程である。つまり、自分の生まれ育った時代や文化、生活環境、所属してきた組織、支持する思想や生き方を思い巡らし、それらが現在の自分自身にどう影響を与え、結果としてどんな人間形成の過程を経験してきたのかという自己への客観的理解である。自己覚知をとおして、ソーシャルワーカーは、自己への理解と受容にとどまらず、違った人生経験をもつ他者への理

解と受容にまでたどり着くことができる。

しかしながら、自己覚知だけで援助が成立するわけではない。ソーシャルワーカーとしての専門的な援助を行うためには、共感できる自己の価値観の領域を広げつつ、新たに福祉的な価値観、つまり専門職としての価値、そして、そこから導かれる倫理を学び、尊ぶという決意が必要となる²⁶。

川村は、冒頭から「自己覚知とは、自分自身につ いて深く理解する課程である」(傍点筆者)と述べ ている。確かに、そもそも「自己覚知」すべき内 容が、援助者自身の心理、援助者自身の行動の特 異性、援助者自身の価値観、援助者自身の感情な どである以上、「自己覚知」すべき内容自体、必然 的に深いものにならざるをえない。たとえば川村 は、「自己覚知」すべき内容について「自分の生ま れ育った時代や文化、生活環境、所属してきた組 織、支持する思想や生き方を思い巡らし、それら が現在の自分自身にどう影響を与え、結果として どんな人間形成の過程を経験してきたのか」とよ り具体的に述べている。ただし、そもそも「自己 覚知 | すべき内容が、援助者自身の心理、援助者 自身の行動の特異性、援助者自身の価値観、援助 者自身の感情などである以上、「自己覚知」 すべき 内容について具体的に述べようとするにつれ、そ の論述自体、必然的に深く拡散したものにならざ るをえない。人によっては、川村の論述以上に具 体的な内容を加えることもありうるし、むしろそ の方が自然である。よって、過去から今日にかけ ての「自己覚知」に関する論述数の蓄積とともに、 論述上は、その分だけ「自己覚知」すべき内容の 拡散を確認できるように思われる。

6. 「自己覚知」を促進する方法の拡散

過去から今日にかけて蓄積されてきた「自己覚知」に関する論述では、「自己覚知」を促進する方法として「スーパービジョン」に言及したものが最も多いと思われる。たとえば荒川は、『社会福祉基本用語辞典』の中で、「自己覚知」を促進する方法について「この自己覚知は自分一人で深めることがむずかしく、スーパーバイザーの助けによって自

分の感情や態度に気づいていくことができる」 ³⁷ と記している。

一方、「自己覚知」に関する論述の中には、「自己覚知」を促進する方法として「心理療法的技法」に言及したものも数多く見受けられる。たとえば河崎は、『現代社会福祉用語の基礎知識 第3版』の中で、「自己覚知」を促進する方法について「自己を客観的、意識的にコントロールし、また自己覚知を促進するために、スーパービジョン、精神分析、自己洞察、グループセラピー、交流分析などをうける方法がある」²⁸⁾ と記している。

このように「自己覚知」を促進する方法が、言 及として「スーパービジョン」のみならず「心理 療法的技法 | などにまで拡散するのは、前節で確 認したように、そもそも「自己覚知」すべき内容 が、援助者自身の心理、援助者自身の行動の特異 性、援助者自身の価値観、援助者自身の感情など である以上、「自己覚知」すべき内容自体、必然的 に深いものにならざるをえないことと関連してい ると言えるのではないだろうか。つまり、「自己覚 知」すべき内容自体、必然的に深いものにならざ るをえないのであれば、「自己覚知」を促進する方 法も、必然的に深いものを求める方法にならざる をえない。ゆえに、過去から今日にかけての「自 己覚知」に関する論述数の蓄積とともに、論述上 は、その分だけ「自己覚知」を促進する方法の拡 散をも確認できるように思われる。

7. 「自己覚知」の概念的性質

「自己覚知」の理論とは、必然的に拡散する概念的性質があると考えられる。その拡散については、これまで、「段階」、「ステップ」、「過程」、「プロセス」など様々なことばで表現されてきた。しかし、必然的に拡散する「自己覚知」の理論ゆえに、必然的に「自己覚知」の不明瞭さが生じていることも確かである。そこで、次章以降、必然的に不明瞭さが生じている「自己覚知」に関して、歴史的側面から整理・考察し、「自己覚知」の不明瞭さを少しでも明確なものにしていければと思う。

II 「自己覚知」の概念的定着期:戦争直後から 1960 年代まで

1. 北本による「自己覚知」の歴史分類

北本は、戦後、日本のソーシャルワーク研究において、「自己覚知」に関する記述や研究の傾向とその背景等を時代の流れとともに分析してみた結果、戦争直後から1960年代までを第1期として区分し、整理している。なお、本稿では、この時期を、「自己覚知」の概念的定着期と読み替えて整理したい。北本は、この時期の「自己覚知」の歴史的分類について次のように述べている。

第1期:戦争直後から1960年代まで

この時期のソーシャルワーク研究は、周知の ように、アメリカを中心に主にケースワークに 関する所説が次々に紹介、導入された時期であ る。具体的には、まず心理学や精神医学の影響を 受けたアメリカのケースワーク理論の紹介、導 入が行われた。なかでも50年代は、我が国の社 会福祉制度(いわゆる社会福祉3法)自体が確立 して間もなかった上、それに携わる専門職員養 成も始まったばかりという時期であった。…… そして60年代も、それまでの心理学や精神医学 に加え社会学や文化人類学などの影響を受けた 「家族中心ケースワーク」などを中心に、新しい アメリカの所説の紹介、導入が積極的に行われ た。……こうした中、50年代60年代の多くの 研究が、ケースワーク関係をワーカー・クライ エントの治療関係としてとらえる伝統的ケース ワーク (医学モデル) の立場から、ケースワー ク関係こそが利用者の問題解決における要と位 置付け、ケースワーク関係論がウェートを置い て論じられた。そして自己覚知についても、そ の関係論の中で、クライエントの問題解決援助 およびワーカーの専門的成長に欠かせないもの として重要視された。具体的には、この時期の 自己覚知に関する論述は、もともとは精神分析 の中で言われていた、転移現象の中でもとりわ け逆転移に関する問題との関連で、ワーカーと クライエントとの専門的な援助関係の形成にマ

適切な自己覚知を考える (2)

イナスの影響を与え得る逆転移を統制するためにも、ワーカーはスーパービジョンの積極的利用などを通して、自分を知る(自己覚知)必要があるということであった²⁹⁾。

2. この時期の「自己覚知」理論

この時期に見られる「自己覚知」への理論的言及は、たとえば仲村が1964年に出版した『ケースワーク』の中に見られる。仲村は、この中でパールマン(H.H.Perlman)の「四つのP」という原則を用い「具体的なケースワークの場面を構成する基本的要素」³⁰⁾ について解説している。その中の一つの「P」である"Process"に関して、「自己覚知」の理論を交えながら次のように述べている。

過程—Process

ケースワーク過程は、専門的な援助者としてのケースワーカーとクライエントとの間にできあがるところの、専門的対人関係を媒介とて展開される処遇の過程である。ワーカーとクライエントは、日常生活から一応切り離された、いわば広い意味での治療状況の中で、クライエントの問題解決を目標として結びつくのである。

したがってこの関係は、善意にもとづく個人的な、もしくは友人的な親しい関係とは本質的に異なるものであり、クライエントの問題解決に向かって、ワーカーによって意識的に統制され操作される、特殊な専門的対人関係なのである。このような意味での信頼的な対人関係のことを、ラポール(rapport)と呼んでいる。

専門的対人関係を作りあげ、維持していくためには、いろいろな細かい注意が要求される。特に、ワーカー=クライエント関係の中に個人的な要素がはいりこまないよう細心の注意が必要である。それらの中には、ある程度われわれの常識で理解できることもある。たとえば、ワーカーの自宅での面接はできるだけやらないようにすることとか、両者の関係の中に贈り物というような物的な要素が介入してはいけないなどという注意のごとくである。

しかし、もっと心理的な、形にあらわれない 面での問題になると、必らずしも常識で理解で きるものではない。たとえば、……転移関係の処理というような問題は、その顕著な例である。この側面にまでも立ち入って、専門的なケースワーカーとして、みずからを擁立するためには、ケースワーカーが、自分自身の姿、態度、反応や行動の様式などについて、かなり深い水準での理解をもたなければならないとされる。このような自己理解のことをケースワーカーの自己確認もしくは自己覚知(self-awareness)と呼んでいる。

ワーカーの自己確認は、ワーカー自身の独力では、なかなかえられるものではない。そこで、自己確認を助けるための援助者として、ケース・スーパーバイザーが必要になるのである。つまり、スーパーバイザーのスーパービジョン(監督指導)によって、ケースワーカーは、専門的援助者としての自己確認を会得するにいたるのである³¹⁾。

3. 実践事例から考察するこの時期の「自己覚知」 理論

この時期の逆転移統制のための「自己覚知」に関しては、たとえば2010年現在で発行されているケアマネジャー関連の雑誌にも見受けられる。たとえば粕谷は、雑誌『ケアマネジャー』の中で、次の〔実践事例2-1〕に示すような、実践体験を報告している。

〔実践事例 2 - 1〕 「共感」をコントロールし、生かす

さて今の私はといいますと、日々が自己覚知です。「あ~また○○さんの訪問を最後にしちゃった。何でだろう」。事業所ではこんな会話が時折聞こえます。なぜ最後になるのかケアマネ同士で話し合ってみました。すると、それぞれの理由が見えてきました。

私の場合、理由は利用者の娘さん。いつも暗い顔をしていて、その顔を見るのがつらかったのです。これは私の援助者としての特徴でもあるとわかりました。親を一生懸命介護する娘というケースには、何だか重い気持ちにな

る・・・・・・。私自身も娘であり、無意識に 相手の立場に自分を重ね合わせていたのです。

共感も度が過ぎると負担になります。理由がわかると少し気持ちが軽くなり、また、援助者としての適切な距離感(難しいですけど・・・・・)を心がけるようになりました。

もちろん共感自体は悪いことではありません。それを援助者としての長所ととらえ直すようにもなりました。今では「娘」以外にも、結婚をして「嫁」という立場、そして「母親」という立場も経験しました。同じ立場・経験をもつことから生じる共感を適切にコントロールしながら、個性として活かしていこうと考えています320。

北本は、「この時期の自己覚知に関する論述は、もともとは精神分析の中で言われていた、転移現象の中でもとりわけ逆転移に関する問題との関連で、ワーカーとクライエントとの専門的な援助関係の形成にマイナスの影響を与え得る逆転移を統制するためにも、ワーカーはスーパービジョンの積極的利用などを通して、自分を知る(自己覚知)必要があるということであった」と、この時期の「自己覚知」の理論を、逆転移統制のための「自己覚知」として時期区分している。無論、実際にはこの時期で完結したものでなく、たとえば今日2010年現在の粕谷による〔実践事例2-1〕にも逆転移統制のための「自己覚知」は受け継がれている。ゆえに、筆者は、この時期こそ、「自己覚知」の基礎概念が定着した時期区分であったと考察したい。

□ 「自己覚知」の概念的展開期:1970年代から1980年代半ばまで

1. 北本による「自己覚知」の歴史分類

北本は、戦後、日本のソーシャルワーク研究において、「自己覚知」に関する記述や研究の傾向とその背景等を時代の流れとともに分析してみた結果、1970年代から1980年代半ばまでを第2期として区分し、整理している。なお、本稿ではこの時期を、「自己覚知」の概念的展開期と読み替えて整理したい。北本は、この時期の「自己覚知」の歴

史的分類について次のように述べている。

第2期:1970年代から1980年代半ば

1970年代に入るとさまざまな背景からソーシャルワーク研究は、展開が求められた。1つは、ソーシャルワーク研究における社会科学的な認識の必要性を意識した研究の進展である。これは、50、60年代の社会福祉の本質を社会科学的に理解する立場からの批判をふまえたことと、さらには高度成長期から低経済成長期を経て、急激に変化した経済・社会情勢のもとで、国民の社会福祉問題が拡大、深化したことから、その問題解決にあたっては、従来のケースワークにおけるワーカー・クライエント関係、とりわけ医学モデルに基づく援助だけでは限界があることが認識されてきたことである。

また、この時期には実践分野や実践方法の統合化への動きを反映した欧米の新しい研究動向と、その中で発展してきたシステム論や生態学をその基礎理論にすえたソーシャルワーク論が紹介、導入され、ここでも問題を社会体系との関連でとらえることの必要性が示された。こうして、70年代から80年代の半ばごろまでのソーシャルワーク研究は、現実の社会問題の動向および方法の統合化理論などを背景に社会科学的な認識の必要性を意識した研究が進展した。

こうした傾向は、自己覚知に関する論述にお いても同様に見られた。具体的には、それまで のケースワーク関係における転移・逆転移の考 え方に基づく見解も相変わらず見られたが、そ のトーンは弱まり、一方で新しい意味づけをす るものがでてきた。例えば、それまでのワー カー・クライエント関係におけるワーカー側の 自らのあり方に対する気づきだけでなく、社会 構造との関連で自己の位置やあり方について目 が開けていく「拡大された自己覚知」の必要性 について論じるものや、援助方法の統合化の立 場から、ケースワークにおけるワーカーだけで なく、グループワークおよびコミュニティ・オー ガニゼーションにおけるワーカーに関しても、 自己覚知の必要性を論じるものなどである。こ のように70年代から80年代半ばまでの時期に

おいては、それまでの利用者の問題解決の要は ケースワーク関係にあるとする認識から、利用 者の問題(社会福祉問題)を社会科学的に認識 し(社会の問題として認識し)、対応することの 必要性が現実的にも理論的にも認識されていく 中で、自己覚知の意味づけもワーカー・クライ エント間における自己覚知から社会認識を必要 とするものに拡大した 330。

2. この時期の「自己覚知」理論

この時期に見られる「自己覚知」への理論的言及は、たとえば北本自身も引用している仲村と小松が1984年に出版した編著『講座 社会福祉5 一社会福祉実践の方法と技術―』340の中に見られる。この編著の中で、たとえば坪上は、「伝統的な自己覚知は、親に出発した原家族への帰属の仕方にかかわり、拡大された自己覚知は、自らの所属集団への、あるいは自らの所属集団を通しての、社会への帰属の仕方にかかわっている」350と「拡大された自己覚知」を述べている。さらに、同書においては、たとえば小松が、C.Hマイヤー(Carol H.meyer)の「組織的側面に関する自己覚知」(organizational self-awareness)という概念を紹介し翻訳している。C.Hマイヤーは、「組織的側面に関する自己覚知」という概念を次のように述べている。

ソーシャル・ワーカーは、直接クライエントと接触していく場合に自分自身の内面的側面に関する「自己覚知」をもたなければならないと同じくらいに、いわば「組織的側面に関する自己覚知」(organizational self-awareness)をもつ一クライエントに対するワーカーの態度、認知、判断などが組織のインパクトを受けて、クライエントに対し不利・危険な結果をもたらすようになっている面のあることについて認識を深めるようにしていく 360。

3. 実践事例から考察するこの時期の「自己覚知」 理論

坪上によって述べられている「拡大された自己 覚知」や小松が紹介した C.H マイヤーによる「組 織的側面に関する自己覚知」は、たとえば大野が、 1988年に出版した『障害者は、いま』の中で触れている、次の〔実践事例3-1〕に示すような、ある施設の出来事・体験談からも見て取れる。

〔実践事例3-1〕子どもの見る「施設」

山口県下関市にある「くすの園」は、精神薄弱児を持つ親たちが作った施設である。ここで、園生たちとその親たちの意識調査をしたことがある。

親たちは「苦労して、やっと入れた施設だから、楽しく生涯をその中で送らせたい」という意見が大勢であった。これに対して子どもたちは「ぼくたちは、がまんして施設で暮らしている。いつになったら施設から出て、みんなと同じように暮らすことができるのか」というのである。

しかし、この答がすぐ出てきたわけではない。「いつまでも学園に置いてほしい」という親のねがいに対して、園生は、はじめは「家よりも学園の方がいい」と答え、「兄弟の結婚式に出席しないで欲しい」という親に対して、子どもは「結婚式に出席したくない」と答えている。

この園生の声を、そのまま受けとるわけにはいかない。保母が時をおいて質問をくり返すと、次のように変わってくるからである。

「お母さんが学園にいつまでもいて欲しいというから、学園にいる。ほんとは家に帰りたい」「私が結婚式に出ると迷惑がかかるから、行きたくないと答えたけど、ほんとは行きたかった」

精神薄弱児の意見を引き出すことはむずかしい。確かに「くすの園」の園生は、最初から本心を口にしていない。しかしその裏には、自分の置かれた立場や、親を傷つけまいとする心遣いが感じられる。

この結果を見て、園長の永山敏照さんは、親のねがいを汲んで居住施設を作ったことは間違いだったのではないか、せめて通園施設にしておけば良かったのではないかと悩んだという。

岩手県の精神薄弱児施設「みたけ学園」でも、 子どもたちの意識調査をしたことがある。

職員たちは、日ごろ「子どもたちのために」と 口にしているが、当の子どもたちの声を聞いた ことがない。そのことへの反省から行われた。職員が回答可能と判断した六割の子どもたちを対象に行なった調査だが、「施設の生活は忙しい」「自由時間が少ない」「困ったことがあったとき、相談する人がいない」「部屋が狭い」「外出の機会が少ない」などと指摘してきた。「女の先生より男の先生の方が話しやすい」など、職員が予測しなかった答えさえ返ってきている。

この調査を担当した細田一夫さんは、「半数近い子どもたちが、質問に対していきいきと回答してくれた。はじめから不可能ではないかと一方的に判断して二十数名を調査対象からはずしたのは誤りだった」と反省している 37 。

この時期の社会認識を必要とする「自己覚知」に関して、たとえば〔実践事例3-1〕からもわかるように、仲村や小松らの編著で理論化されている「自己覚知」が、同時期に出版された大野の著書においてもある施設の出来事・体験談として扱われている。

しかし、この施設の出来事・体験談を「自己覚 知」として捉えられるかについては、議論も必要で あろう。たしかに、1988年といえば、「社会福祉士 及び介護福祉士法」が制定された翌年であり、そ れより以前の出来事を書いた当時の援助者の専門 職的スキルが今日と異質なものであったことは否 めない。たとえば細田氏の「半数近い子どもたち が、質問に対していきいきと回答してくれた。はじ めから不可能ではないかと一方的に判断して二十 数名を調査対象からはずしたのは誤りだった」と いう気づきが、「自己覚知」として扱えるような次 元ではないと言われればそれまでである。しかし、 たとえば永山氏の「くすの園」において、「親のね がいを汲んで居住施設を作った」が、「せめて通 園施設にしておけば良かったのではないかと悩ん だ」ように、また、たとえば細田氏の「みたけ学 園」において、「職員たちは、日ごろ『子どもたち のために』と口にしている」ように、園長のみな らず職員たちにも悪意はなく、むしろ親たちのね がいを汲んだ状態で、現状を良くして行きたいと いう思いがあればこその援助過程を進む様子が読 み取れる。そして、その援助過程の中で、子ども

たちの意識調査から施設の現状に気づかされたのである。

筆者自身、意識調査は、面接手法と異なるものの、れっきとした社会福祉援助技術の一手法と認識しており、その一手法から施設自体のあり方につながる気づきを、C.H マイヤーの「組織的側面に関する自己覚知」として捉えたいと思う。

北本は、「70年代から80年代半ばまでの時期 においては、それまでの利用者の問題解決の要は ケースワーク関係にあるとする認識から、利用者 の問題(社会福祉問題)を社会科学的に認識し(社 会の問題として認識し)、対応することの必要性が 現実的にも理論的にも認識されていく中で、自己 覚知の意味づけもワーカー・クライエント間にお ける自己覚知から社会認識を必要とするものに拡 大した」と、この時期の「自己覚知」理論を、社会 認識を必要とする「自己覚知」として時期区分して いる。無論、実際には逆転移統制のための「自己覚 知」に同じく、この時期で完結したものではない。 たとえば社会福祉基礎構造改革をはじめとする近 年の日本の福祉分野における大きな転換は、それ まで以上に、援助者各自を、普遍化された制度や システムと密接に絡ませることとなった。そして、 近年の日本の福祉分野における大きな転換は、必 然的に、援助者各自に対し、社会認識を必要とする 「自己覚知」から避けて通れない状況へとシフトさ せていったようにも見受けられる。つまり、社会 福祉基礎構造改革以降、一気に定着してきたケア マネジメントは、普遍化された制度やシステムの 中に位置付けられる手法であり、必然的に社会認 識を必要とするものである。また、ケアマネジメ ントというシステム的視点から援助を捉えるなら ば、専門領域を越えた援助者各自が、すでに普遍 化された制度やシステムに組み込まれた位置付け にあり、チームアプローチという一つの社会認識 に則った上での援助がすすめられる。ゆえに、と くに今日では、援助者各自、逆転移統制のための 「自己覚知」のみならず、必然的に社会認識を必要 とする「自己覚知」がなければ、適切な援助の遂 行さえ滞るようになってきたのである。

筆者は、この時期こそ、「自己覚知」が近年の日本の福祉分野における発展に伴い一気に展開しは

じめた時期区分であったと考察したい。

IV 「自己覚知」の概念的混乱期:1980年代 後半以降

1. 北本による「自己覚知」の歴史分類

北本は、戦後、日本のソーシャルワーク研究において、「自己覚知」に関する記述や研究の傾向とその背景等を時代の流れとともに分析してみた結果、1980年代後半以降を第3期として区分し、整理している。なお、本稿ではこの時期を、「自己覚知」の概念的混乱期と読み替えて整理したい。北本は、この時期の「自己覚知」の歴史的分類について次のように述べている。

第3期:1980年代後半以降

この時期、さらに新たな展開がソーシャルワーク研究に見いだされる。1つは新しい理論の紹介、導入の一方で、従来にもまして実践的な指向をもった研究が見られるようになったということである。すなわち、この時期にはさまざまな社会資源の拡大、在宅福祉の推進を背景に、やはり欧米を中心に発展してきた「サポート・ネットワーク論」や「ケース・マネージメント」などの研究が積極的に行われてきたが、そこではこれまで批判されてきたアメリカの理論の「直輸入」的な研究にとどまらず、我が国における実践への展開を意識した研究が行われた。

また、この時期のもう一つの傾向は、社会福祉 専門職の確立および専門教育の充実を指向した 研究の進展である……87年に国家資格として、 「社会福祉士および介護福祉士法」が制定したこ とがより強く影響しているといえる。具体的に は、それぞれの福祉士養成に向けて、あるいは 実際にそれにあたって必要な知識、技術、倫理、 および教育方法の研究などの進展である。

こうした中、自己覚知については後者の研究の中で、その必要性や重要性が強調された。そこでは、ワーカーは福祉専門職として位置づけられるとともに、福祉専門職による援助においては、利用者との間に専門的対人援助関係を形成することが大切であるとされ、その中で自己

覚知の問題が逆転移の問題とともに再びクローズアップされた。そして実際に、福祉士養成とからんで専門福祉教育を推進する立場から、自己覚知に関する研究やその教育方法などについての論述が多数見られるようになった 38)。

2. この時期の「自己覚知」理論

この時期は、北本が述べるように、1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定に伴い、1989年から開始される社会福祉士国家試験と介護福祉士国家試験に向けた標準養成テキストが順次出版された。中でも「自己覚知」は、「社会福祉援助技術」という相談援助の手法について学ぶ科目の中で扱われることとなる。また、「社会福祉援助技術」は、社会福祉士養成のみならず介護福祉士養成でも必要なカリキュラムとされており、社会福祉士・介護福祉士双方の国家試験科目のひとつに位置付けられることにもなった。

この時期に見られる「自己覚知」への理論的言及について、同時期に出版された社会福祉士の「社会福祉援助技術」科目の標準養成テキスト『社会福祉士養成講座 8 社会福祉援助技術総論』39)と介護福祉士の「社会福祉援助技術」科目の標準養成テキスト『介護福祉士養成講座 5 社会福祉援助技術』40)で確認してみると、双方の標準養成テキストにおいて「自己覚知」が扱われていることを確認できる。たとえば、『介護福祉士養成講座 5 社会福祉援助技術』の中で、児島は、「自己覚知」について次のように述べている。

個別援助の技術を展開するに当たって、援助者に適用されるいくつかの原則がある。それは援助者の自己覚知と、自己理解、客観的態度と呼ばれるものである。ここでは、援助者の自己覚知に触れておく。それは、援助者が最も重要な社会資源として利用者の生活課題にかかわっているからである。援助者には、利用者の生活課題とそれに対する解決能力についての理解と、それをめぐる社会構造についての理解が必要であるが、同時に援助者自身が自分のパーソナリティの構造や機能、及び自己の能力についても十分理解しておくことが重要である。それは援助者

の専門性と社会的仲介者・代弁者・介入者としての基礎条件でもある。この自己覚知は専門職業的対人関係の基礎でもある。援助者としての自己覚知の増進は個別援助技術に関する知識と技法を修得し、それを専門職としての倫理、態度、価値観などの枠組みの中で自分自身で統合していくということと関連しており、スーパービジョンとも関係する。自己覚知の増進は援助者の自己受容とも関連し、究極的には利用者の生活課題の受容にも連結してくる 41%

社会福祉士も介護福祉士も、その養成課程においては、教室での理論学習に終わらず、現場実習での実践学習も行われ、双方の学習が養成課程修了の必須条件となっている。「自己覚知」の理論についても理論学習に終わらず、実践学習において自らの経験として学び取ることが重視されている。これについて、たとえば岡田、柏女、深谷、藤林らは、2002年に出版した編著『社会福祉基礎シリーズ17 社会福祉援助技術現場実習 ソーシャルワーク実習』420の中で、実習生による「自己覚知」を詳細に扱っている。この編著の中で、たとえば藤井は、次の〔テキスト事例4-1〕に示すような、実習生による「自己覚知」を、事例と併記させながら解説している。

〔テキスト事例 4 - 1〕自己覚知できていなかった実習生 E さん

Eさんの実習している知的障害児の通所施設では、毎年1回、家族や近隣の人を招いての音楽会がある。Eさんが担当しているF子は、何回やってもタンバリンを打つタイミングがずれてしまう。EさんはF子につきっきりで何回も練習するが、F子はどうしても同じところで引っかかってしまう。一生懸命教えていたEさんは、どうしてF子はうまくリズムがとれないのだろうとイライラしてしまった。スーパーバイザーから、「あなたは、F子がうまくリズムをとることが大切なの?それともみんなと一緒に音楽会に出ることが大切なの?」と聞かれ、はっとした。

Eさんは、F子がみんなと同じように演奏できること、上手な演奏をすることが重要であるという価値観をもっていたことに、スーパーバイザーの指摘で気づいた。ソーシャルワーク実践は、価値ある存在としてありのままのクライエントを受け入れるところから始まる。私たちが常日ごろ正しいとか当たり前と思って保持している価値観のなかに、ソーシャルワークの価値と一致しないものがありはしないか、私たちの価値観は何に影響を受けてかたちづくられたものかを自己覚知する必要がある430。

3. 実践事例から考察するこの時期の「自己覚知」 理論

たとえば藤林は、『社会福祉基礎シリーズ 17 社会福祉援助技術現場実習 ソーシャルワーク実 習』の中で、福祉教育における現場実習や現場実 習に伴う「自己覚知」について次のように述べて いる。

社会福祉援助技術現場実習は、①学校が指定した実習先にいく場合、②自分で実習先を開拓する場合、がある。……社会福祉援助技術現場実習を行うにあたって重要なことは、実習先の種別を選択するだけではなく、①自分がなぜ実習をしたいのか、②その実習先で何を学びたいか、③日頃の学習と実習をどう結びつけられるか、などを確認していくことである。

どのような種別の実習先であっても多くの学生にとって、はじめての経験である。また現場に就職している学生や、ボランティア等ですでに現場を少しは知っている学生にとっては、自分が知っている施設以外の種別を経験する機会である。現場で何を学べるかは、受入れ先の施設の問題ではなく、実習にいく学生の問題である。実習前に、自己覚知、モティベーション等を確認しておくことが必要である 440。

また、同書においては、たとえば大竹が、次の [実践事例 5 - 1] に示すような、実習生による「自 己覚知」の実例を紹介している。

〔実践事例5-1〕実習生による「自己覚知」

実習生は、実習を通して利用者理解を深めたり、これまでの福祉観・障害者観を改めたり、ときには利用者との関わりを通して自分自身の心のありように気づかされる。次に示すのは、実習を終えた学生が振り返りをしたときの文章の一部である。

「障害は個性であるという考え方があり、障害 そのものが個性といえるかどうかは別にして、 障害がない人も障害がある人も誰一人として同 じ人はいないのです。身体の大きさ、性格、運動 能力、言葉の理解力などはもちろん、細かいこ とに関しても千差万別の存在であるし障害の有 無にかかわらず、みんな違う存在であると思い ます。しかし一方では、人間は障害者と健常者 という『障害』の有無に関する違いよりも『人 間』としての共通項の方が多く、『私と何も変 わらない人たち』と実習を通じて強く感じまし た。一人ひとりを心の内側から理解するために は、ゆっくりと一歩一歩、歩みよりコミュニケー ションをとりながら、心から相手を受け入れよ うとしなければ理解することはできないと思い ます。また、利用者の力(能力)を開発育成し、 発見し、その力を伸ばしてあげられるような援 助こそが、相手にとって大切なことであるのだ ということと、相手に共感することで、心の距 離は少しずつ縮まることを、この実習を通し学 ぶことができたと思いました」。

「今、振り返ると多くの出来事があり過ぎたなあと思います。そのなかでも一番衝撃的で、実にリアルで、迫力があったことといえば、トイレ介助(オムツ介助)です。これまで真正面から人が用を足している場面を見たことがあるわけもなく、赤ちゃんや幼児ではない、成人した人たちの尿や便のついているオムツを替え、オシリや性器のまわりを清拭した時は、すごく人が重く大きくて、力強い生をもっているのだなということを感じました」。

「ある園生 (男性) は、僕を見つけると、どこまでも追いかけてきて、僕の手を取り自分の頬にあて『パパーッ、ピピーッ、ププーッ』と喜びの声をあげました。長い時間にわたってそうし続けていたら、次に僕の手を握ったまま自分自身の頬を強くたたき始めました。何度も何度もそれをやるので僕はこの行動を自傷行為なのかもしれないと思い、止めるように注意しました。それでも止めることはなく続けていました。僕はだんだんと自分の思うようにならない園生に不満がたまっていき、園生を殴ってやろうかとも思いました。そういった自分の心の狭さが情けなかったです。また、実習中には何度も自分の悪いところや弱さが見つかりました」。

上記の学生の記述は、実習で感じたこと、考えたこと等の感想であり、実習で気づいたことであり、実習によって得た自己覚知の部分もある。社会福祉援助技術現場実習では、このような自己覚知を含むさまざまな気づきが重要なポイントとなる。そして、自分自身では気づいていないこと、本当は気づいているのに認めないこと、気づいているのに見過ごしていることなどを確認するためにも、実習中・後のスーパービジョンが必要となる 450。

本時代区分においては、とくに福祉教育という 視点から「自己覚知」を考察してみたい。福祉教育における実習では、たとえば大竹が、「実習中・ 後のスーパービジョンが必要となる」と述べるように実習前・実習中・実習後という3つの段階においてスーパービジョンが行われている。ゆえに、たとえば藤林が、「実習前に自己覚知……しておくことが必要である」と述べるように「自己覚知」も必然的にこれら3つの段階で必要とされている。しかし、実習という始まりと終わりが明確なものにおける「自己覚知」に対しては、特異な整理が必要になるのではないだろうか。

たとえば、大津雅之という人物が、実習生からプロのケースワーカーになったと仮定した上で、時系列的に「自己覚知」を考察してみたい。その場合、〈実習生大津雅之-実習生として出会った利用

者1〉という援助関係における「自己覚知」は、〈実 習生大津雅之-実習生として出会った利用者 2〉と いう援助関係における「自己覚知」に生きてくる かもしれない。また、大津雅之という人物が、実 習生からプロのケースワーカーになった後、〈実習 生大津雅之-実習生として出会った利用者 1〉とい う援助関係における「自己覚知」は、〈ケースワー カー大津雅之-ケースワーカーとして出会った利 用者 1〉という援助関係における「自己覚知」に生 きてくかもしれない。このように〈実習生大津雅 之-実習生として出会った利用者1〉という援助関 係における「自己覚知」や〈実習生大津雅之-実 習生として出会った利用者 2〉という援助関係に おける「自己覚知」、そして、〈ケースワーカー大 津雅之-ケースワーカーとして出会った利用者 1〉 という援助関係における「自己覚知」は、その後 も〈ケースワーカー大津雅之-ケースワーカーと して出会った利用者2345・・・・〉というそれ ぞれの援助関係における「自己覚知」に生きてく るかもしれない。このように、「自己覚知」は、実 習生としてとして出会った複数の援助関係やプロ の援助者として出会った複数の援助関係が、相互 に関連することによって発展していく側面もある と捉えられる。ゆえに、実習における「自己覚知」 の重要性が見出せることも否めない。

しかし、たとえば実習後の「自己覚知」をもう少 し精査してみたい。「自己覚知」とは、先述してき たように、本来、援助過程における援助者自身の 気づきである。ゆえに、筆者自身、援助関係が始ま る前の「自己覚知」や援助関係が終了してからの 「自己覚知」というものは、実際の援助関係が介在 せず、鏡のないままの整容に似て、実は、大変難 しいことのように考えている。そして、とくに実 習後の「自己覚知」の場合、たとえば〈実習生大 津雅之-実習生として出会った利用者〉といった ような実習における援助関係はすでに終了してい る。実習における「自己覚知」をプロ援助者になっ た時の「自己覚知」に生かすことは理解できるが、 実習生としての援助関係における「自己覚知」は、 実習におけるどの援助関係にも還元されることな く終わってしまう。つまり、「自己覚知」自体、あ くまでも援助者自身の気づきを援助関係に還元さ せてはじめて成立する概念と捉えるならば、実習後の「自己覚知」という表現が適切なのかどうかという疑問が残るのである。

先述したように、本時代区分においては、"self-awareness"を「自己覚知」とする翻訳が、最も定着したと考えられるものの、あえて本時代区分を「自己覚知」の概念的混乱期とした理由はここにある。勿論、筆者自身、実習後の振り返りは非常に重要であると考えている。ただし、実習後の「自己覚知」という表現が適切なのかどうかという疑問こそが、福祉は実践によって培われる部分が大きいことを示しているように思えてならない。そして、それを適切に表現できない筆者自身にも混乱してしまうのである。

おわりに・・・今日の「自己覚知」

北本は、戦後、日本のソーシャルワーク研究において、「自己覚知」に関する記述や研究の傾向とその背景等を時代の流れとともに分析してみた結果、1980年代後半以降までを3期に区分し、整理していた。なお、北本の論述は1996年のものであったが、介護保険制度等が始まる2000年以降のソーシャルワークを見据えた上での「自己覚知」も考察している。北本は、当時、「今日の自己覚知のとらえ方と援助関係」と区分し考察していたが、本稿では、この考察を、今日の「自己覚知」と読み替えて整理したい。北本は、近年の「自己覚知」について次のように考察している。

今日の自己覚知のとらえ方と援助関係

ここでは以上のような、今日の自己覚知の再 認識やそれに基づく援助関係をどのようにとら えていくことができるのかについて述べたい。

80年代の後半以降の今日におけるソーシャルワークの展開を確認すると、ケースマネージメントを始め、社会資源の活用を重視する新しいソーシャルワークの技法が紹介、導入される一方、社会福祉の専門職化とともに改めて自己覚知が重視されてきたということであった。

このように今日社会福祉の専門職化の動きの 中で、改めて自己覚知が注目されてきたという ことの意味は、第2期においてトーンダウンしたワーカー・クライエント間における専門的援助関係の形成が、専門職援助の基盤として大切であることが再確認されてきたということであろう。だが、これは単に援助の方向を第1期のような治療的なケースワーク関係中心の方向への収斂を意味するものではない。それは今日一方で、ケースマネージメントなどへの関心が高まっているように、ワーカーがクライエントを取り巻くさまざまな社会資源などの社会で、を取り巻くさまざまな社会資源などの社会で、それ以外のクライエントを取り巻くさまざまな社会資源などの社会である。

それでは、今日いわれるワーカー・クライエ ントの専門的援助関係はどのようにとらえるで あろうか。自己覚知の今日的な意味づけの検討 を通して考えてみると、かつての治療的なケー スワーク関係論の中でいわれた自己覚知は、ク ライエントの病理的な側面や弱点に焦点を当て て治療する上で必要とした問題解決指向・自己 統制的な自己覚知であったといえる。それに対 し、今日いわれる自己覚知はそれに加え、クラ イエントの望む援助目標やクライエントの能力 (ワーカビリティ) に焦点を当て、それに対して ワーカーおよびワーカーの所属する機関・施設 の能力や機能で何ができるか、何をするべきか を理解することが必要だという意味での自己覚 知、いわば目標達成・自己活用的な自己覚知が 望まれているといえるのである。

そこで、それを専門的援助関係のあり方からとらえ直せば、かつての治療関係を中心にしたあり方から協力支援関係の形成を中心にした援助関係が求められているということができる。この意味では、かつての自己覚知がクライエントとの関係におけるワーカーの逆転移を問題にしたが、今日ではそれ以上にクライエントへの援助(協力支援)にあたって、関わることの必要な他の専門職や家族、地域住民(ボランティアを含む)、行政機関職員ときには政治家との関わり方をワーカーは重視する必要がある。というのも、それらとの関わり方の如何が、クライ

エントへの援助の成果として、またワーカーへの信頼関係の強化として現れてくるといえるからである 460。

本時代区分では、北本の言う「かつての自己覚知がクライエントとの関係におけるワーカーの逆転移を問題にしたが、今日ではそれ以上にクライエントへの援助(協力支援)にあたって、関わることの必要な他の専門職や家族、地域住民(ボランティアを含む)、行政機関職員ときには政治家との関わり方をワーカーは重視する必要がある。というのも、それらとの関わり方の如何が、クライエントへの援助の成果として、またワーカーへの信頼関係の強化として現れてくるといえるからである」という部分に注目し考察したい。

確かに、2000年以降、介護保険制度が始まり、ケアマネジメントという手法も導入され、多職種連携により福祉サービスが提供されるシステムに大きく転換した。しかし、このことによって、職業的権威の側面から生じる問題や他職種に対する誤解・偏見、他事業所に対する誤解・偏見がそれまで以上に顕著になってきたと思われる。

たとえば、2005年、雑誌『おはよう21』では、数ヶ月に渡り「高口光子の"目"介護職のための悩み解決術」という特集を組み、投稿者無記名という条件のもと、介護現場の悩みを募集していた。その中で、次の〔介護現場からのエピソード〕に示すような、実践現場からのエピソードを紹介している。

[介護現場からのエピソード] 職員連携ができて いない

看護職と介護職の仲がとても悪い。看護職は 生活支援を仕事と思っておらず、食事・排泄・ 入浴介助に一切関わらない。介護職は同じ時間・ 同じ場所で全員の利用者に対して同じ介助をし ようとしており、その時ならではの個別対応を 提案しても一切受け付けない。

時間通り早めに業務を終えることに最高の価値をおき、手早い作業能力を介護だと思っている人が多い。他の職種や部署が何をしているの

かほとんど知らないし、関わる接点もなければ 興味もない。先輩は後輩をいじめ、服従した者 だけかわいがる。後輩は先輩を馬鹿にして、調 子だけ合わせている。職員間の男女関係が不安 定で、そのことが職場に影響している。施設長 などのスパイが点在し、いつチクられるか戦々 悠々としながら皆が仕事をしている。。

たとえばこの〔介護現場からのエピソード〕にお いては、介護職と看護職との連携が上手くいって いないにもかかわらず、報告者は、「他の職種や部 署が何をしているのかほとんど知らないし、関わ る接点もなければ興味もない |と述べている。この ような状況では、他職種に対する理解はおろか誤 解・偏見を助長することになりかねない。このエピ ソードはやや極端な内容であると思われるが、た とえば介護保険制度では、そのシステム自体に多 職種連携が組み込まれており、このエピソードの ような問題を回避する意味でも「自己覚知」すべ き内容は、利用者との援助関係のみならず、他職 種・他事業所との職業的関係にまで及んできてい る。ただし、注意したいのは、「自己覚知」とは援 助者と利用者との援助関係において使われる概念 であり、連携する他職種・他事業所との職業的関 係で用いる概念ではない。むしろ、援助者と利用 者との援助関係において、他職種・他事業所に対 する誤解・偏見が適切な援助を妨げないよう、援 助者自身が、他職種・他事業所に対する適切な認 識があるどうかという内容で「自己覚知」する必 要が出てきたのである。

つまり、これを北本の「自己覚知」に関する歴史分類で考察するならば、むしろ、北本自身、第2期で言っていた社会認識を必要とする「自己覚知」が漠然としていたものに対し、2000年以降、介護保険制度や障害者自立支援法などによる多職種連携のサービス提供システムやサービスパッケージという概念によって、何に気づけばよいのかが、より明確化されてきたと言えるのではないだろうか。

ゆえに、筆者自身、福祉分野における「自己覚知」は、逆転移統制のための「自己覚知」と社会認識を必要とする「自己覚知」の2種類のみしか存在しえないと考察したい。そのうえ、社会認識を

必要とする「自己覚知」がより明確化されてきたとするならば、たとえば逆転移統制のための「自己覚知」には心理療法やスーパービジョンを、また、社会認識を必要とする「自己覚知」には心理療法まで用いず、社会的経験や知識の習得、実践経験の蓄積に重きを置くなど、方法論的にも一定の選択ができてくるように思えるのである。そして、この点からも、筆者自身、冒頭で触れた「自己覚知」が反省的な行為としてのみ存在しているのではなく、とくに社会認識を必要とする「自己覚知」などは、反省を介さずしても常に発展的・建設的に行うことの重要性があるものと捉えている。

筆者自身、今後は、これらのような視点から「自己覚知」を考察してみたいと思う。

注

- 1)新村出編『広辞苑 第五版』岩波書店、1998年。
- 2) 金田一京助、山田忠雄ほか編『新明解国語辞典 第四版』 三省堂、1989 年。
- 3) 北本佳子「障害者に対する福祉専門職の援助の方向― ソーシャルワーク研究における自己覚知概念の展開から―」『リハビリテーション研究』第87号、1996年、25 - 29ページ。
- 4) 新村、前掲書、1156ページ。
- 5) 新村、前掲書、474ページ。
- 6) 大塚達雄「自己覚知」仲村優一、岡村重夫、阿部志郎、 三浦文夫、柴田善守、嶋田啓一郎編『現代社会福祉事典 (改訂新版)』全国社会福祉協議会、1988 年、202 ページ。
- 7) 西原尚之「自己覚知」國分康孝編『カウンセリング辞典』 誠信書房、1990 年、223 ページ。
- 8) 新村、前掲書、1142ページ。
- 9) 新村、前掲書、1156ページ。
- 10) 大塚達雄 「ソーシァルケースワーク―その原理と技術 ―」 ミネルヴァ書房、1960 年、24 27 ページ。
- 11) 大塚、前掲書、1960年、26ページ。
- 12) 杉田峰康『こじれる人間関係―ドラマ的交流の分析―』 創元社、1983 年、13 ページ。
- 13) 小西友七、南出康世編集主幹『ジーニアス英和辞典 第3 版。大修館書店、2001 年、1685 ページ。
- 14) Gordon Hamilton, Theory and Practice of Social Case Work 2nd Ed, Columbia University Press, New York,
- 15) G. ハミルトン著、四宮恭二監修、三浦賜郎訳『ケース ワークの理論と実際 上巻』有斐閣、1960年。
- 16) Felix P. Biestek, S. J., The Casework Relationship,

Loyola University Press, 1957.

- 17) **F. P.** バイステック著、田代不二男、村越芳男訳『ケース ワークの原則─よりよき援助を与えるために─』誠信書 房、1965 年。
- 18)福祉士養成講座編集委員会編集『社会福祉士養成講座』 中央法規、1989年一。
- 19) 福祉士養成講座編集委員会編集『介護福祉士養成講座』 中央法規、1988 年一。
- 20) F. P. バイステック著、尾崎新、福田俊子、原田和幸訳 『ケースワークの原則〔新訳版〕—援助関係を形成する 技法—』誠信書房、1996 年。
- 21) 空閑浩人「自己覚知」山縣文治、柏女霊峰編集委員代表 『社会福祉用語辞典:福祉新時代の新しいスタンダード』 ミネルヴァ書房、2000 年、119 ページ。
- 22) 社団法人日本介護福祉士養成施設協会『介護福祉士国家 試験・実技試験免除のための介護技術講習テキスト』社 団法人日本介護福祉士養成施設協会、2005 年、50 ページ。
- 23) 犬飼己紀子、市東賢二、鈴木かなえ「保育者として自己 覚知の必要性―グループワーカーとしての保育者像―」 『上田女子短期大学紀要』第30号、2007年、61-75ページ。
- 24) 大塚、前掲書、1988年、202ページ。
- 25) 空閑、前掲書、119ページ。
- 26) 川村隆彦「第2章 社会福祉専門職と社会福祉援助活動」福祉士養成講座編集委員会編集『新版 社会福祉士養成講座 8 社会福祉援助技術論 I 第2版』中央法規、2003年、60ページ。
- 27) 荒川義子「自己覚知」日本社会福祉実践理論学会編『社会福祉基本用語辞典』川島書店、1996 年、67ページ。
- 28) 河崎洋充「自己覚知」成清美治、加納光子編集代表『現代社会福祉用語の基礎知識 第3版』学文社、2003年、80ページ。
- 29) 北本、前掲論文、25-26ページ。
- 30) 仲村優一『ケースワーク』 誠信書房、1964 年、11 19 ページ。
- 31) 仲村、前掲書、1964年、18-19ページ。
- 32) 粕谷亜希子「『共感』をコントロールし、生かす」『ケアマネジャー』(中央法規出版) 第12巻第5号、2010年、26ページ。
- 33) 北本、前掲論文、26ページ。
- 34) 仲村優一、小松源助編『講座 社会福祉 5 一社会福祉 実践の方法と技術―』有斐閣、1984年。
- 35) 坪上宏「第3章 社会福祉実践の成立要件と方法・技術 A援助関係論」仲村、小松編、前掲書、112ページ。
- 36) 小松源助「第1章 社会福祉実践における方法の意義—動向と課題」仲村、小松編、前掲書、8ページ。

- 37) 大野智也『障害者は、いま』(岩波新書 新赤版 36) 岩 波書店、1988 年、70 - 71 ページ。
- 38) 北本、前掲論文、26 27ページ。
- 39) 福祉士養成講座編集委員会『社会福祉士養成講座 8 社会福祉援助技術総論』中央法規出版、1989年。
- 40) 福祉士養成講座編集委員会『介護福祉士養成講座 5 社会福祉援助技術』中央法規出版、1988年。
- 41) 児島美都子「第2章 個別援助技術の理論」福祉士養成講座編集委員会『介護福祉士養成講座 5 社会福祉援助技術』中央法規出版、1988年、56-57ページ。
- 42) 岡田まり、柏女霊峰、深谷美枝、藤林慶子編『社会福祉基礎シリーズ 17 社会福祉援助技術現場実習 ソーシャルワーク実習』有斐閣、2002 年。
- 43) 藤井美和「第2章 ソーシャルワーク実習の前提となる 価値・知識・技術」岡田、柏女、深谷、藤林編、前掲書、 57ページ。
- 44) 藤林慶子「第1章 社会福祉援助技術現場実習とは 第6節 社会福祉援助技術現場実習とは」岡田、柏女、深谷、藤林編、前掲書、29-30ページ。
- 45) 大竹智「第1章 社会福祉援助技術現場実習とは 第4 節 実習前の自己覚知の必要性」岡田、柏女、深谷、藤 林編、前掲書、15-17ページ。
- 46) 北本、前掲論文、27ページ。
- 47) 中央法規編集部「高口光子の"目"介護職のための悩み 解決術」『おはよう 21』中央法規、2005 年、44 ページ。